



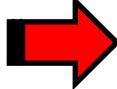
奈良労働局発表
令和元年6月28日

【照会先】

奈良労働局職業安定部需給調整事業室
室長 中南一成
需給調整指導官 荒木雄介
(直通電話) 0742-88-0245

労働者派遣事業者対象

「改正労働者派遣法等に関するセミナー」を開催！

令和2年4月1日～ 新たな取組に向けて  改正労働者派遣法が施行

昨年6月に『働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律』が成立し、令和2年4月から派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法が施行されます。

働き方改革関連法の正しい理解と適正な事業運営を行っていただくため、労働者派遣事業所等を対象とした派遣元セミナーを下記のとおり開催します。

働き方改革の推進



「派遣労働者の同一労働同一賃金の実現」に向けた改正労働者派遣法の改正点は、次の3点です。

1. 不合理な待遇差をなくすための規定の整備
2. 派遣労働者の待遇に関する説明義務の強化
3. 裁判外紛争解決手続(行政ADR)の規定の整備

開催日時・場所

1 セミナーの日時等

(1) 午前の部

- ・対象 奈良市、生駒市、天理市に派遣元事業所がある皆さま
- ・日時 令和元年7月19日(金) 10時～12時
- ・会場 ホテルリガーレ春日野 2階
「飛鳥の間」(奈良市法蓮町757-2)

(2) 午後の部

- ・対象 上記以外に派遣元事業所がある皆さま
- ・日時 令和元年7月19日(金) 14時～16時
- ・会場 ホテルリガーレ春日野 2階
「飛鳥の間」(奈良市法蓮町757-2)